平成２２年（フ）第３２６２号
大阪府茨木市上穂積４丁目３番58号
債務者　片岡　雅彦
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６５号
大阪府大東市新田西町４番18号　パオ21―201号
債務者　保木　邦雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６６号
大阪府大東市新田西町４番18号　パオ21―201号
債務者　保木須美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６７号
大阪府寝屋川市下木田町３番20号
債務者　木田美佐子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６９号
大阪府八尾市桂町１丁目38番地　市営住宅31―18号
債務者　戸口喜代美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９号
埼玉県吉川市道庭１―９―１　サザンハイツ202号室、住民票上の住所埼玉県三郷市天神１丁目141番地
債務者　木下　明彦
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
埼玉県草加市西町796番地50
債務者　満井　清美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番12―302号、前住所埼玉県草加市稲荷３丁目11番10号　ＥｓｐｅｒａｎｚａⅠ―203号
債務者　嵐　　仁和
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番12―302号、旧住所埼玉県草加市稲荷３丁目11番10号　ＥｓｐｅｒａｎｚａⅠ―203号
債務者　嵐　佐緒理
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
埼玉県吉川市吉川団地４番11号106
債務者　黒田　光男
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
埼玉県吉川市吉川団地４番11号106
債務者　黒田タカシ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
埼玉県富士見市上沢１丁目４番７号
債務者　田野みやこ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１号
新潟県柏崎市大久保１丁目10番４号
債務者　赤澤　澄江
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
新潟県長岡市小国町新町852番地４、前住所新潟県南蒲原郡田上町大字川船河乙158番地47
債務者　大窪和登志
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
岡山県井原市西江原町745番地
債務者　細川　征治
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目８番地６第２林ＡＰ―１Ｆ
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４７号
札幌市中央区南５条西21丁目２番23号　メゾワール裏参道101号
債務者　森　　芳子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部